



平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社大木
代表者名 代表取締役会長兼社長 松井秀夫
(コード番号 8120)
問合せ先 経営企画室長 中村茂晴
(TEL 03-3947-2232)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 17 日開催予定の当社定時株主総会に下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更を議案として付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 最近の投資単位の状況

- | | |
|--|-----------|
| ① 最近事業年度の末日における最終価格(最終特別
気配値段及び気配値段を含む)をもとに算出した
1 売買単位当たりの価格 | 354,000 円 |
| ② 最近事業年度における日々の最終価格をもとに
算出した 1 売買単位当たりの価格の平均 | 407,690 円 |
| ※最近事業年度の末日における単元株式数 | 1,000 株 |

(2)変更の理由

当社は、当社株式の株式市場における流動性の向上及び個人株主を中心とした株主数の増加を重要課題として認識しております。そのため、投資家の利便性を高め投資しやすい環境を整えるとともに、単元株式数を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を見直し、株式投資単位の引き下げを行うことといたしました。

(3)変更の内容

1 単元の株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(4)変更予定日

平成 23 年 8 月 1 日(月)

2.定款の一部変更について

(1)変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

(下線部は変更部分)

現行定款	変更後
第 2 章 株式 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (新設)	第 2 章 株式 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 付則 <u>第 7 条の変更は、平成 23 年 8 月 1 日から</u> <u>効力を発する。なお、本付則は、第 7 条</u> <u>の変更の効力発生後これを削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 23 年 8 月 1 日(月)

(ご参考)

本件につきましては、平成 23 年 6 月 17 日開催予定の第 129 回定時株主総会において定款変更のご承認をいただいた後、平成 23 年 8 月 1 日付けをもって、株式会社大阪証券取引所における売買単位を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

以上